

(1) 別表第2

④ 市街地形成型地域（1／2ページ）

※「市街地形成型地域」とは、禁止地域及び沿道景観形成型地域を除く用途地域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 6m以下	地上から上端まで 1.2m以下	3m以下又は建築物の 高さの3分の1以下で 最高6m	地上から上端まで 9m以下	地上から上端まで 1.2m以下	3m以下又は建築物の 高さの3分の1以下で 最高6m	広告物は3階窓下 以下かつ9m以下。 ※ワンポイントマ ーク及び商工業地 域等の広告物は高 さの制限はない。	地上から上端まで 1.2m以下かつ軒 高以下 ※道路突き出しの 場合の基準有		地上から下端まで 1.2m以上かつ 地上から上端まで 3.2m以下	地上から下端まで 歩道上では2.5 m以上、歩道以外 の場所では4.5 m以上	
表示面積	1面につき20㎡ 以内で、1件につ き表裏各1面以内	1面につき20㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき60㎡ 以内かつ表裏各1 面以内	1面につき20㎡ 以内かつ合計80 ㎡以内	1面につき20㎡ 以内かつ合計80 ㎡以内	1面につき60㎡ 以内かつ合計24 0㎡以内	広告物は1建築壁 面につき20㎡以 内（商工業地域等 は1建築壁面の面 積の1/10の面 積以内又は20㎡ 以内）。 ワンポイントマ ークは1建築壁面 につき3㎡以内	1面につき10㎡ 以内かつ合計20 ㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1.2m以下か つ横0.5m以下	
形状・幅				1面の幅は2.5 m以内かつ最大投 影幅は3.5m以 内	1面の幅は2.5 m以内かつ最大投 影幅は3.5m以 内	1面の幅は1.0m 以内かつ最大投影 幅は1.4m以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 商工業地域等… 第2種住居地域、準住居地域、近隣 商業地域、商業地域、準工業地域及 び工業地域 </div>					
道路からの 後退距離	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	後退距離はない。 ※道路突き出しの 場合の基準有		後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。							
広告物相互 間の距離												
色彩												
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架可能 （表示面積の合計 は、40㎡以内）	敷地につき2基又 は前面道路につき 1基	1建築壁面につき 1基。ただし、屋 上広告塔と併せて 表示することはで きない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告板と併せて表 示することはでき ない。	ワンポイントマ ークは1建築壁面 につき1基	有効壁面につき1 基。 ※表示面積の合計 が20㎡以内かつ 有効壁面につき縦 に1列又は2列に 表示する場合は基 数の制限はない。				
特殊装置												
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1.5m以内 かつ敷地境界から 1m以内	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3m以下、添 架装置の網は長さ 1.5m以下かつ幅 1.5m以下、地 上から気球までの 長さは4.5m以下

④ 市街地形成型地域（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か つ横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ15m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩											
基数及び 共架数				前面道路につき2 基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6m以上						
特殊装置											
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所にあ っては、その場 所が当該アーチの 公益性から適当と 認められること			道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）				道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であるこ と。 上記以外の場所にあ っては、その場 所が当該横断幕の 公益性から適当と 認められること。	左右側面部及び前 後部 交通の安全の妨げ となるおそれのある 構造、素材、位置、 装置等でないこと。	左右側面部及び後 部 交通の安全の妨げ となるおそれのある 構造、素材、位置、 装置等でないこと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出
する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。